

えひめの歴史文化モノ語り

県歴博収蔵資料から ⑯

今年で戦後79年。今回は年12月に入営、独立工兵第55大隊に所属して中国戦線に従軍したが、翌年10月3日に戦死された。日本を

戦死されたのは松山市出身の西森寛さん（1921年生）。1941（昭和16）兄さんは戦地の空で御祈り

戻らぬ家族生きた証し



軍人遺族記章(左)と授与証書(1944年、県歴史文化博物館蔵)

して居る」と書き送つてい
る。寛さんの遺骨は故郷に戻ることはなく、遺髪だけ
が戻ってきたといつ。

軍人遺族記章令が制定されたのは満州事変直前の1931年8月。授与の対象者は、
①戦地で戦死した軍人②戦地で傷痍(しようい)を受け、疾病に罹(かかり)り3年内に死亡した軍人③陸海軍大臣が①②に相当すると

おり、戦死から約2年後
の授与であったことがわかる。記章は桜花をデザイン
した直径2・5センチの金属製
で、環によつて紫色の絹組
みひもと結ばれている。記
章は右胸に着ける規定とな
つており、組みひもの上部
にはピンがついている。

秀雄さんはどのよくな
いで記章を願い出たのだろう。遺骨が戻らないまま、
しかし、これらに該当して
いても国から自動的に授与
されるものではなく、遺族
からの願い出を必要とした。
また、記章を授与される
のも遺族全員ではなく、「寡
婦、子、父、母、祖父、祖
母、孫ノ範囲及順位」(子と
孫が複数いる場合は年長
順、該当遺族がいない場合
は兄弟姉妹)とされた。授
与された者が死亡した場合
は、前記の規定に従つて繼
承された。

戻らぬ家族生きた証し

認めた者ーの遺族とされた。

長男の戦死を受け入れざる
を得なかつた悲しみは想像
するに余りある。(この記章
は国家が「名誉の戦死」を
遂げた遺族に授与するもの
であつたが、秀雄さん個人
にとつては息子が生きた証
しを後世に伝えるものであ
つたのではないかろうか。記

軍人遺族記章

しかし、これらに該当して
いても国から自動的に授与
されるものではなく、遺族
からの願い出を必要とした。
また、記章を授与される
のも遺族全員ではなく、「寡
婦、子、父、母、祖父、祖
母、孫ノ範囲及順位」(子と
孫が複数いる場合は年長
順、該当遺族がいない場合
は兄弟姉妹)とされた。授
与された者が死亡した場合
は、前記の規定に従つて繼
承された。

(専門学芸員・平井誠)

△随時掲載します△